

表 4-2-2 施策一覧

項目	施策案		具体的な内容
発生抑制のための取り組み	8	事業系ごみの減量について、広報やホームページで情報提供や啓発を実施	市民に対して外出時（買い物、食事等）にできるごみ減量の取組について啓発を行い、事業系ごみの減量を推進します。
	9	多量排出事業者に対する減量化の啓発	多量排出事業者について、事業所へ資源化の協力を要請し、可燃ごみの減量化を啓発します。
資源化のための取組	10	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	美来の森の回収日時の見直しを行い、市民の持ち込みができる日を増やすとともに、プラスチック容器包装の出先機関での回収を検討します。
	11	【新規】製品プラスチックの分別開始	プラスチック容器包装以外のプラスチック製品について、「製品プラスチック」として分別の検討及び実施を行います。
	12	民間回収ルートによる資源化量の把握	市内に設置する古紙等の無料回収所について、回収量の報告を求め、資源化量を把握します。
	13	子ども会・PTA や自治会などによる集団回収の促進	各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進します。
	14	可燃ごみ組成調査の実施	市民のリサイクルに対する努力を反映した目標を検討するため、可燃ごみ中の資源の量を調査します。
	15	【新規】新たな資源化品目の研究	現在、可燃ごみとして焼却しているごみのうち、資源化可能な品目について情報収集及び研究を行います。
適正処理のための取組	16	空き容器回収機設置場所の見直し	空き容器回収機の更新に合わせ、回収機の増設やより使いやすい設置場所への移動を検討します。
	17	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討	福祉部門と連携して、ステーションまでごみを排出できない高齢者、障がい者の把握と、先進事例の調査を実施します。
	18	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、プロポーザル方式の契約では環境に配慮した計画に対しては考慮します。

(2) スケジュール

施策のスケジュールは、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 施策のスケジュール

		実施時期														
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
発生抑制のための取組	1 小・中学生にごみに関する学習機会の提供	継続実施														
	2 家庭での生ごみの減量化などの推進	継続実施														
	3 【新規】食品ロス削減の啓発	準備														
	4 フリーマーケット等を通したごみにしない取組の推進	継続実施														
	5 ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	継続実施														
	6 廃棄物減量等推進員と連携した啓発	継続実施														
	7 【新規】脱炭素のための取組の啓発	準備														
	8 事業系ごみの減量について広報やホームページで情報提供や啓発を実施	継続実施														
	9 多量排出事業者に対する減量化の啓発	継続実施														
資源化のための取組	10 粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	継続実施														
	11 【新規】製品プラスチックの分別開始	実施														
	12 民間回収ルートによる資源化量の把握	継続実施														
	13 子ども会・PTAや自治会などによる集団回収の促進	継続実施														
	14 可燃ごみ組成調査の実施	継続実施														
	15 【新規】新たな資源化品目の研究	情報収集														
適正処理のための取組	16 空き容器回収機設置場所の見直し	実施														
	17 高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討	対象者把握・調査														
	18 市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	継続実施														

(1) 目標年次のごみ処理フロー

す。

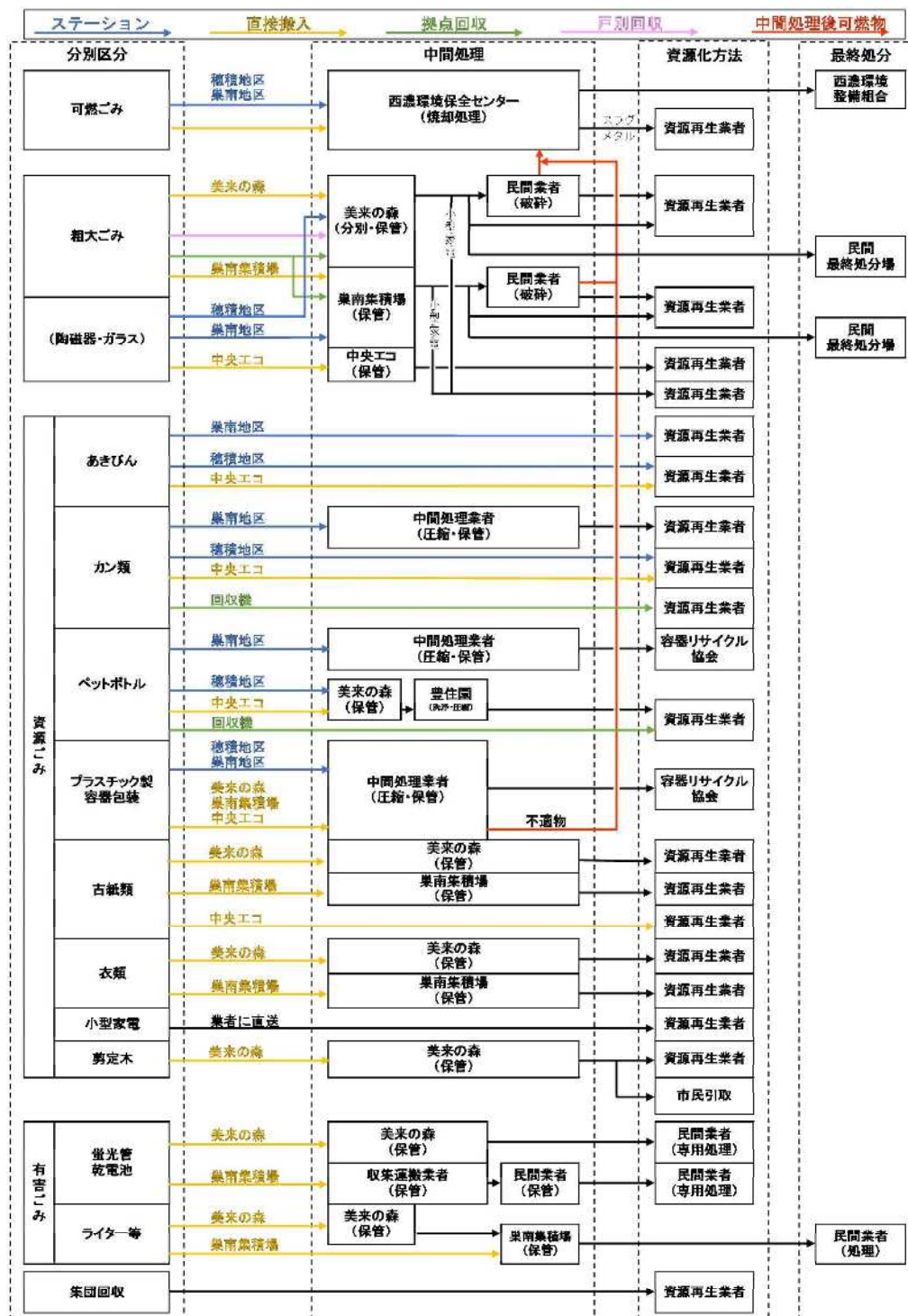


図 4-8 目標年次（令和 20（2038）年度）のごみ処理フロー

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における市民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

市民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へより効率的な運搬に努めます。

① 収集形態・収集頻度

家庭から出る生活系ごみについては、表 4-4 に示すとおり、従来の収集形態に加え、製品プラスチックを美来の森で回収することとします。

事業系一般ごみ（可燃ごみ）については、現状と同様に自己搬入または許可業者による処理とし、回収は随時とします。

表 4-4 収集形態・収集頻度（令和 20（2038）年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器
可燃ごみ		委託	ステーション	週 3 回	指定袋
粗大ごみ		委託	戸別収集	—	—
		委託	拠点回収	各拠点月 1 回	指定袋
陶磁器類・ガラス類		委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
資源ごみ	空びん	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	カン類	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	ペットボトル	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	プラスチック製容器包装	委託	ステーション	月 1 回（穂積） 月 2 回（巢南）	網かご
	製品プラスチック	委託	拠点回収	美来の森開館日	指定箱
有害ごみ		委託	拠点回収	各拠点月 1 回	コンテナ

② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表 4-5 に示すものを排出禁止とします。

表 4-5 排出禁止物

項 目	内 容
有害性のあるもの	農薬、劇物とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの
感染性のある物	鋭利な物（注射器、注射針）、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがあるもの
危険性・引火性のある物	火薬類、ガスボンベ、塗料、その他危険性のあるもの。消火器、ガソリン、廃油（食用油を除く）、灯油、その他引火性のあるもの
著しく悪臭を発する物やその他処理が困難な物	分別していないごみ、オートバイ・スクーター、自動車、家電リサイクル 6 品目、パソコン本体、ノートパソコン

③ 在宅医療廃棄物、感染性廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有した鋭利なもの以外（血の付いた包帯、ガーゼ、おむつ等）については可燃ごみとして本市で委託業者により収集運搬し、西濃環境整備組合で焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

また、新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の国際的に脅威となる感染症が国内で確認された場合は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や各感染症の廃棄物対策ガイドライン等に基づき、家庭や医療機関等を除く事業者から排出される感染性廃棄物について、排出時や収集運搬時の取扱方法の周知徹底を行い、継続的に適正処理が確保できるようにします。

④ 収集・運搬体制

- ・ 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
- ・ 委託業者と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。
- ・ 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
- ・ 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手数料の見直しを随時行います。
- ・ ステーションまでごみを排出できない高齢者等で支援が必要な世帯を対象として、玄関先までごみを収集に伺う「ふれあい収集」を検討します。

(3) 中間処理計画

目標年次である令和 20 (2038) 年度の中間処理の方法は、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6 中間処理の方法

種 別		処理方法
可燃ごみ		現状と同様、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。
粗大ごみ		可燃物、資源物及び不燃物に分類し、それぞれ処理・処分を行います。
資源 ごみ	あきびん	資源再生業者に引き渡します。
	カン類	資源再生業者に引き渡します。
	ペットボトル	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、資源再生業者に引き渡します。
	プラスチック製容器包装	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、容器包装リサイクル協会に引き渡します。
	製品プラスチック	資源再生業者に引き渡します。
	古紙類	資源再生業者に引き渡します。
	衣類	資源再生業者に引き渡します。
	小型家電	認定事業者引き渡します。
	剪定木	委託業者にて破砕処理し、チップとして資源化します。
有害 ごみ	乾電池・蛍光灯	水銀含有の恐れがある、乾電池・蛍光灯は、美来の森及び巣南集積場で保管後、専門の処理業者に引き渡します。
	ライター	美来の森及び巣南集積場で保管後、専門の処理業者に引き渡します。

(4) 最終処分計画

本市は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、最終処分量は県内他市町村と比較すると少ない状況ですが、埋立物は無くならないことから最小限にとどめ、今後とも民間業者に委託し処分します。

可燃ごみの処理に伴い発生する焼却残渣は、組合の所有する最終処分場で処分を行います。

6. ごみ処理施設の整備に関する事項

美来の森及び巣南集積場にアスファルト舗装を施し、施設利用環境の改善を行います。また、「美来の森」、「巣南集積場」、「中央エコセンター」の3施設の取扱品目を変更し、市民の利便性向上を図ります。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会の積極的な活用を推進します。

(2) 災害対策

近年、地震・風水害・土砂災害等が全国で多発しており、被災地では、ごみ処理行政の継続と災害廃棄物の迅速で適正な処理が求められています。

本市では、平成30(2018)年3月に策定し、令和3(2021)年3月に改定した「瑞穂市災害廃棄物処理計画」に基づき、初動対応を着実に実施するとともに、発災後は岐阜県による技術支援を受けて「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の迅速な処理を行います。

(3) 不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出、適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄根絶に向けた活動や指導をさらに推進します。

第 3 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の基本的事項

1. 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントなど）及び、個別処理施設（浄化槽など）があります。

本市では現在、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）及びコミュニティ・プラント（別府処理区）を整備して、生活排水の集合処理を進めています。

集合処理の推進策として、集合処理区域での住宅改築などによる水洗化を促進するため、「瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則」及び「瑞穂市排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」を定めて補助金ならびに融資あっ旋（利子補給含む）を実施し、接続率向上に努めています。

また、上記以外の集合処理として、「瑞穂市污水处理施設整備構想」に公共下水道（瑞穂処理区）を位置づけ、令和元年度には「瑞穂市公共下水道事業計画（瑞穂処理区）」を作成し、令和 9 年の供用開始に向けた整備が進められています。

合併処理浄化槽については、かつて、宅地開発や規模の大きな施設を中心に設置されてきましたが、平成 13（2001）年 4 月の浄化槽法改正に伴い、公共用水域に排出される汚濁負荷量が多い単独処理浄化槽の設置が禁止され、近年、一般家庭などについても合併処理浄化槽の普及が進みました。

本市においては、平成 15（2003）年度の本市誕生当初から合併処理浄化槽を設置するものに対して補助金を交付する制度を設け、合併処理浄化槽の普及に努めています。

新設が原則廃止となった、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、水洗化に伴いし尿くみ取り式から切り替えられてきましたが、まだ個別処理施設の 5 割弱を占めており、既設のものについては早期に集合処理施設や合併処理浄化槽への転換を進めています。

本市のし尿の収集・運搬については、本市が許可した業者が行っています。

(2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 生活排水の処理主体

処理方式	処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理施設	特定環境公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
	農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本市
	コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	本市
個別処理施設	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
	し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	もとす広域連合

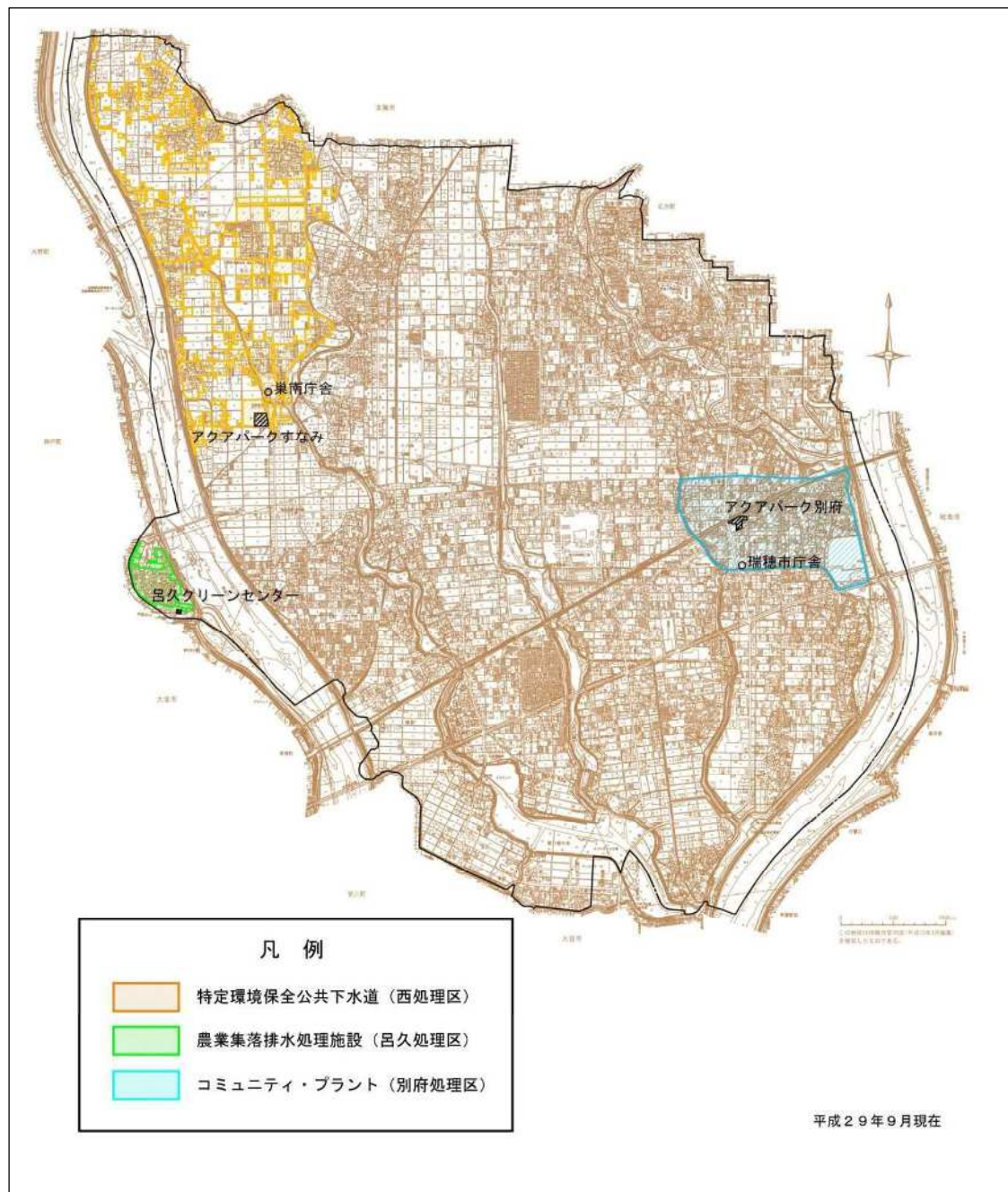


図 5-1 生活排水処理区域の概要

(3) 生活排水処理体系の現状

令和 5（2023）年度における本市の生活排水処理の流れは、図 5-2 に示すとおりであり、単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯から出る台所や風呂などから出る排水（生活雑排水）は、処理が行われないまま河川などの公共用水域に流れています。

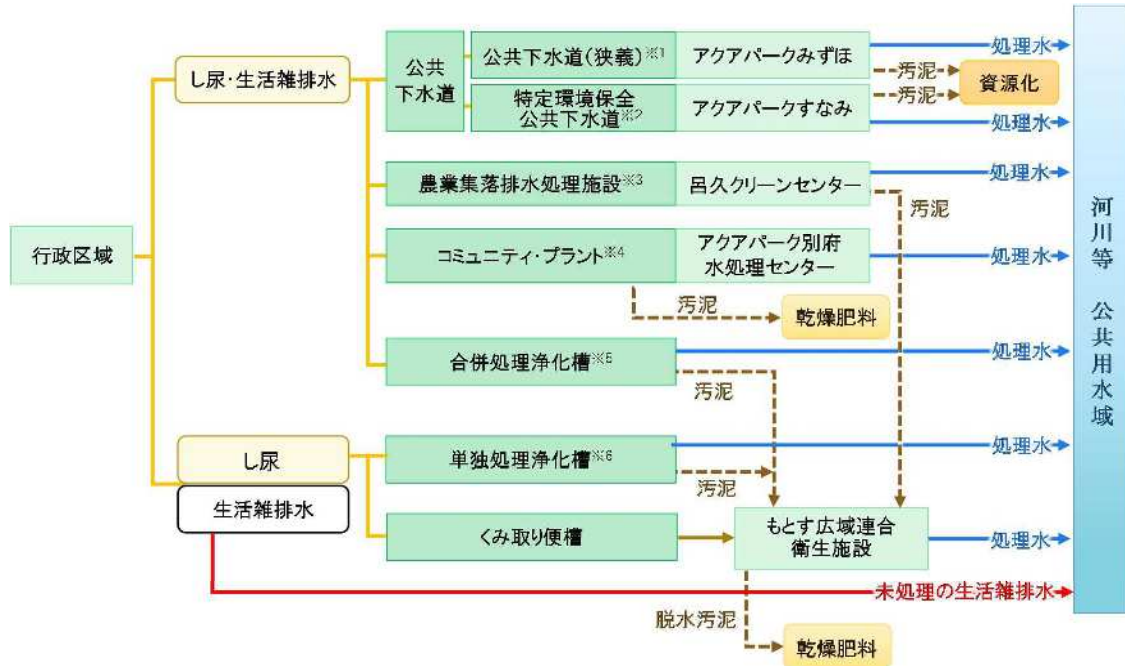


図 5-2 生活排水処理の流れ

- ※1 公共下水道：瑞穂地区（市外化区域、市街化調整区域）と中地区（都市計画区域外）を1つの処理場にて集合処理（瑞穂処理区にて R9 採用予定）
- ※2 特定環境保全公共下水道：市外化区域外で 1,000 人以上 1 万人以下の規模で集合処理
- ※3 農業集落排水処理施設：農業振興地域で概ね 1,000 人程度以下の規模での集合処理
- ※4 コミュニティ・プラント：地域に限定はなく 101 人以上 3 万人未満の規模での集合処理
- ※5 下水道の整備区域外で採用
- ※6 平成 12（2000 年）の浄化槽法改正により、平成 13（2001 年）以降、単独浄化槽新設不可

(4) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における過去 10 年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表 5-2 及び図 5-3 に示すとおりです。

令和 4（2022）年度における本市の生活排水処理率※7は、60.1%となっています。

表 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	単位	実績									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
計画処理区域内人口	人	52,822	53,271	53,599	53,909	54,191	54,735	55,016	55,242	55,508	55,977
水洗化・生活雑排水処理人口	人	26,842	28,106	28,856	29,964	30,423	31,291	31,850	32,408	32,952	33,616
特定環境保全公共下水道人口	人	2,890	2,928	2,854	2,983	2,949	2,939	2,972	2,957	2,960	2,997
農業集落排水処理施設人口	人	429	423	414	408	391	383	379	352	337	335
コミュニティ・プラント人口	人	1,769	1,902	1,841	1,934	1,962	2,045	2,039	2,116	2,082	2,103
合併処理浄化槽人口	人	21,754	22,853	23,747	24,639	25,121	25,924	26,460	26,983	27,573	28,181
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	24,478	23,832	23,528	22,933	22,886	22,614	22,350	22,088	21,919	21,783
単独処理浄化槽人口	人	24,478	23,832	23,528	22,933	22,886	22,614	22,350	22,088	21,919	21,783
非水洗化人口	人	1,502	1,333	1,215	1,012	882	830	816	746	637	578
くみ取り人口	人	1,502	1,333	1,215	1,012	882	830	816	746	637	578
生活排水処理率	%	50.8	52.8	53.8	55.6	56.1	57.2	57.9	58.7	59.4	60.1
世 帯 数	戸	19,533	19,842	20,148	20,559	20,883	21,347	21,717	22,135	22,433	22,978
1世帯当たりの人数	人/戸	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4

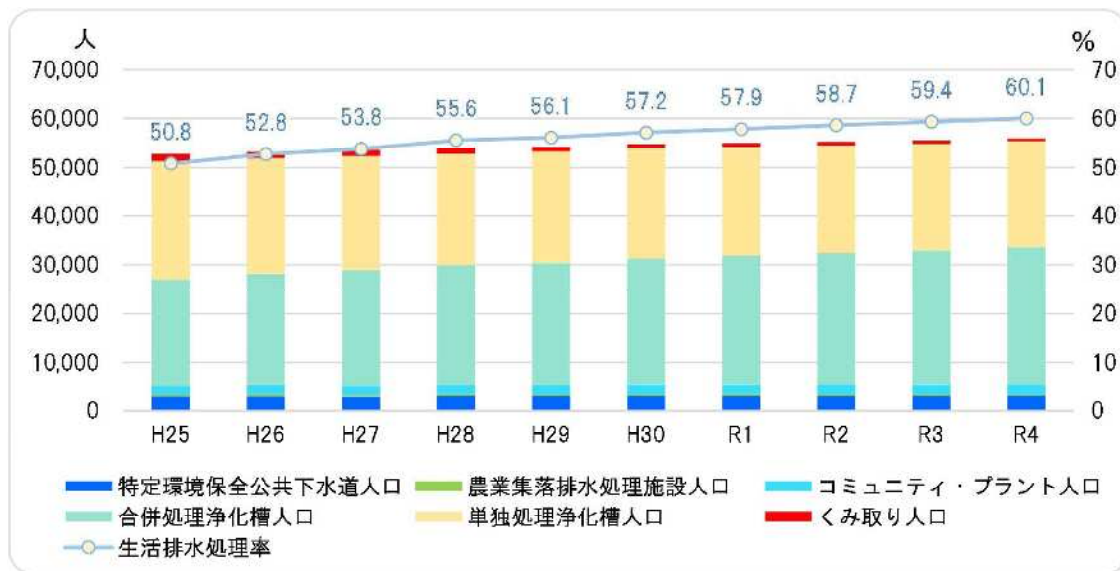


図 5-3 生活排水処理形態別人口の推移

※7 生活排水処理率（汚水衛生処理率）＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

(5) し尿及び汚泥の排出状況

本市における過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥排出量及び浄化槽設置基数の推移は、表 5-3 及び図 5-4 に示すとおりです。

表 5-3 し尿及び汚泥排出量の推移

区分	単位	実績									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
発生量	kL/年	32,209	31,880	32,025	32,871	33,682	34,033	35,877	36,503	37,335	37,756
し 尿	kL/年	770	757	701	663	644	614	627	609	570	541
浄化槽汚泥	kL/年	31,123	30,285	31,061	32,043	32,904	33,059	34,876	35,540	36,446	37,087
農業集落排水汚泥	kL/年	156	156	164	165	115	138	120	114	108	108
コミプラ汚泥	kL/年	160	682	100	0	20	222	254	240	211	20
1 日平均発生量	kL/日	88.2	87.3	87.5	90.1	92.3	93.2	98.0	100.0	102.3	103.4
浄化槽設置基数	基	11,508	11,765	12,003	11,839	12,095	12,349	12,673	12,866	13,279	13,617
合併処理浄化槽基数	基	5,040	5,333	5,621	5,504	5,803	6,078	6,405	6,616	7,037	7,353
単独処理浄化槽基数	基	6,468	6,432	6,382	6,335	6,292	6,271	6,268	6,250	6,242	6,264



図 5-4 し尿及び汚泥排出量の推移

(6) 収集・運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法等は表 5-4 に示すとおりです。

表 5-4 収集運搬方法等

項 目	収集運搬方法	業者数	収集回数
し 尿	許可制	2 社	随時（穂積地区）月 1 回（巢南地区）
浄化槽汚泥	許可制	2 社	随時

(7) 生活排水処理施設の現状

本市における中間処理施設の位置は図 5-5 に、各施設の概要は表 5-5～表 5-8 に示すとおりです。



図 5-5 中間処理施設位置図

表 5-5 特定環境保全公共下水道（西処理区）の概要

項 目	内 容
施設名	アクアパークすなみ
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市大月 1260 番地
計画処理面積	134.7ha
計画処理人口	3,960 人
計画汚水量	1,940m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出→資源化

表 5-6 農業集落排水処理施設（呂久処理区）の概要

項 目	内 容
施設名	呂久クリーンセンター
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市呂久 1445 番地 1
計画処理面積	約 9.5ha
計画処理人口	700 人
計画汚水量	189m ³ /日（日平均）
水処理方式	JARUS-Ⅲ型
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出

表 5-7 コミュニティ・プラント（別府処理区）の概要

項 目	内 容
施設名	アクアパーク別府水処理センター
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市別府 881 番地 1
計画処理面積	約 96.4ha
計画処理人口	6,350 人
計画汚水量	3,293m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→機械脱水処理→乾燥→肥料利用

表 5-8 し尿処理施設の概要

項 目	内 容
施設名	もとす広域連合衛生施設
施設所管	もとす広域連合
所在地	瑞穂市生津天王東町 2 丁目 57 番地
処理能力	198kL/日（西棟施設 126kL/日・東棟施設 72kL/日）
水処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理
汚泥処理方式	濃縮→脱水→場外搬出
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、 コミュニティ・プラント汚泥

出典：もとす広域連合

もとす広域連合衛生施設の搬入実績は、表 5-9 及び図 5-6 に示すとおりです。

令和 4（2022）年度の浄化槽汚泥等混入率※8 は 97.9%と非常に高くなっており、日平均搬入量は 179.3kL と処理能力 198kL/日の 90.6%の受け入れを行っています。

なお、コミュニティ・プラントから発生する汚泥は施設で乾燥後、民間事業者で肥料化されていますが、施設の清掃に伴い発生する汚泥（年間約 20kL）については、もとす広域連合衛生施設で処理しています。

表 5-9 もとす広域連合衛生施設搬入実績

区 分	単位	実 績									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
総搬入量	kL/年	59,670	59,751	60,158	60,482	62,114	60,531	62,893	63,481	64,384	65,434
し 尿	kL/年	1,760	1,785	1,712	1,610	1,545	1,502	1,459	1,455	1,431	1,375
浄化槽汚泥	kL/年	52,770	52,231	53,148	53,679	55,914	54,214	56,585	57,144	58,116	59,205
農業集落排水汚泥	kL/年	4,980	5,053	5,198	5,193	4,635	4,795	4,829	4,831	4,818	4,834
コミプラ汚泥	kL/年	160	682	100	0	20	20	20	50	20	20
1 日平均排出量	kL/日	163.5	163.7	164.4	165.7	170.2	165.8	171.8	173.9	176.4	179.3
浄化槽汚泥等混入率	%	97.1	97.0	97.2	97.3	97.5	97.5	97.7	97.7	97.8	97.9

出典：もとす広域連合

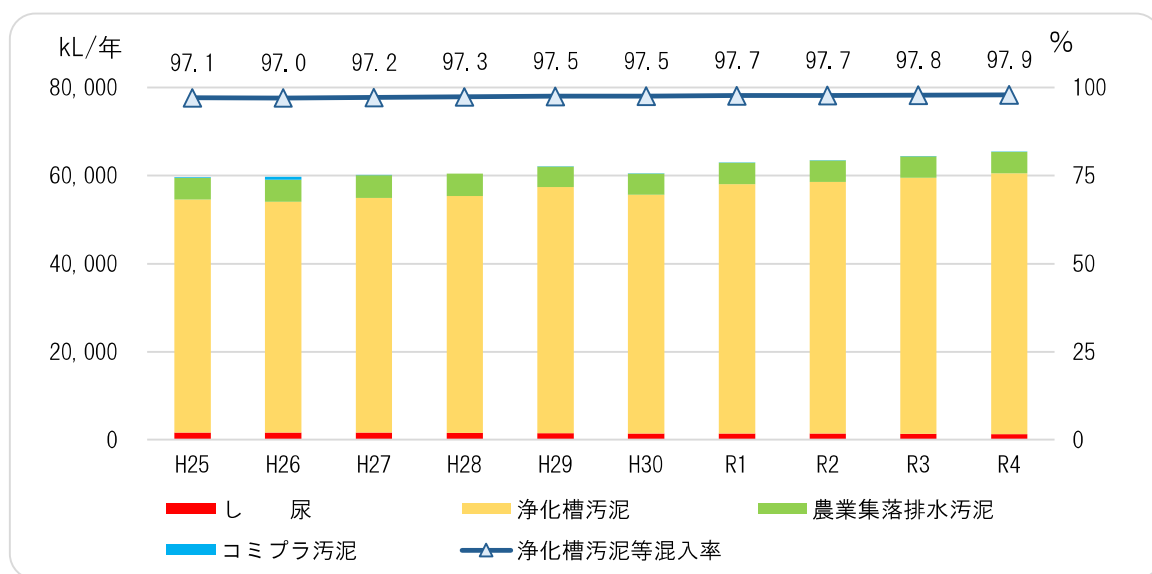


図 5-6 し尿・浄化槽汚泥の搬入実績

※8 浄化槽汚泥等混入率＝（浄化槽汚泥+コミプラ汚泥+農集汚泥）÷総搬入量

（８）生活排水処理事業の課題

本市における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

① 生活排水処理の課題

岐阜県及び全国的生活排水処理の実態について、「令和３年度一般廃棄物処理実態調査」（環境省）によると、岐阜県的生活排水処理率は**85.9%**でした。

岐阜県では下水道整備の推進などによる生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

令和３（2021）年度における本市と岐阜県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表 5-10 に示すとおりです。

表 5-10 生活排水処理形態別人口の比較

区分	単位	令和3(2021)年度		
		瑞穂市	岐阜県	全国
計画処理区域内人口	人	55,508	1,961,625	126,068,422
水洗化・生活雑排水処理人口	人	32,952	1,684,481	112,593,146
特定環境保全公共下水道	人	2,960	1,325,154	97,194,357
農業集落排水処理施設人口	人	337	75,873	2,347,030
コミュニティ・プラント人口	人	2,082	4,154	192,997
合併処理浄化槽人口	人	27,573	279,300	12,858,762
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	21,919	197,147	8,316,953
単独処理浄化槽人口	人	21,919	197,147	8,316,953
非水洗化人口	人	637	79,997	5,158,323
し尿人口（くみ取り）	人	637	79,700	5,096,996
自家処理人口	人	0	297	61,327
生活排水処理率	%	59.4	85.9	89.3

備考：生活排水処理率（汚水衛生処理率）＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

出典：環境省一般廃棄物実態調査

本市では、集合処理区域での住宅改築などによる水洗化の促進策（「瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則」及び「瑞穂市排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」）や、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図る施策（浄化槽設置整備事業）を実施して生活排水処理率の向上を図ってきましたが、令和３（2021）年度時点の生活排水処理率**59.4%**は、全国の**89.3%**や岐阜県の**85.9%**を大きく下回っています。

国道 21 号線や鉄道沿線など比較的住宅などが集中している地域では集合処理の利点を活かして、公共下水道の整備と接続を推進する一方、農地などが広がり住宅等が散在する地域では個別処理の利点を活かして、既設のくみ取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水処理率を改善する必要があります。

② 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査（浄化槽の3つの義務）について、岐阜県は全国でも受験率の高い地域（11条定期検査受験率：96.2%・令和3（2021）年度）ではありますが、依然として浄化槽の3つの義務を行っていない世帯があります。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があり、一層の周知を図る必要があります。

③ 下水道整備の課題

公共下水道においては、令和元（2019）年に策定した公共下水道全体計画に基づき、公共下水道（瑞穂処理区）の整備が令和9（2027）年度の供用開始に向けて進んでいます。

すでに整備済みの特定環境保全公共下水道、コミュニティ・プラントについては、接続率の向上が課題です。

表 5-11 下水道接続率（令和4（2022）年度）

区 分	整備区域人口	接続人口	水洗化率※
特定環境保全公共下水道	4,017 人	2,997 人	74.6%
農業集落排水処理施設	338 人	335 人	99.1%
コミュニティ・プラント	3,451 人	2,103 人	60.9%

※水洗化率＝接続人口÷整備区域人口×100

④ し尿・浄化槽汚泥処理の課題

もとす広域連合し尿処理施設は、西棟施設は稼働後 40 年が経過しており、平成 24（2012）年度に策定した長寿命化計画に沿った構造物の延命化改修工事が平成 29（2017）年度に完了し、令和 15（2033）度までの延命が図られました。しかし、以前として経年劣化が進行している機器設備等も多いため、施設更新までは長寿命計画に沿った修繕を実施する必要があります。

なお、以前までは処理能力を超過する搬入量が問題となっていましたが、令和 4（2022）年までの基幹的設備改良工事により処理能力が向上しました。

今後は安定した処理を継続していくため、適切な運転管理と設備機器の整備や点検が求められてきます。

2. 生活排水処理の将来予測

(1) 将来予測の流れ

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測の流れは、表 5-12 示すとおりです。

表 5-12 生活排水処理の将来予測方法

項目		内容	
生活排水処理人口	行政区域内人口	本計画の推計人口 （「第2期瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推計人口）	
	公共下水道人口	「瑞穂市下水道全体計画」の計画人口を、本計画の推計人口で按分	
	特定環境保全公共下水道人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
	農業集落排水人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
	コミュニティ・プラント人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
	合併処理浄化槽人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
	単独処理浄化槽人口	行政区域内人口－ 公共下水道人口＋特環下水道人口 ＋農業集落排水人口＋コミュニティ・プラント人口 ＋合併処理浄化槽人口＋くみ取り人口	
	くみ取り人口	過去の実績値から増加量を予測（トレンド推計）	
し尿・浄化槽汚泥量	原単位	し尿	過去の実績値から増加量を予測（過去5年間の実績の近似曲線の延長）
		浄化槽汚泥	過去の実績値から増加量を予測（過去6年間の実績の近似曲線の延長）
		農集汚泥	過去の平均値
		コミュニティ・プラント汚泥	過去の平均値
	し尿排出量		くみ取り人口×し尿原単位
	浄化槽汚泥排出量		（合併処理浄化槽汚泥人口＋単独処理浄化槽汚泥人口） ×浄化槽汚泥原単位
	農業集落排水汚泥排出量		農業集落排水人口×農集汚泥原単位
	コミュニティ・プラント汚泥排出量		コミュニティ・プラント人口×コミュニティ・プラント汚泥原単位

(2) 処理形態別人口の将来予測結果

生活排水処理形態別人口の将来予測結果は、表 5-13 及び図 5-7 に示すとおりです。目標年度である令和 20 年度の生活排水処理率は 86.9%となります。

なお、コミュニティ・プラントは令和 12 (2030) 年頃に公共下水道に接続する計画となっております。

表 5-13 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

区 分	単位	予 測							
							中間年度		目標年度
		R5 2,023	R6 2,024	R7 2,025	R8 2,026	R9 2,027	R10 2,028	R15 2,033	R20 2,038
計画処理区域内人口	人	56,448	56,919	57,390	57,524	57,658	57,791	58,142	58,086
水洗化・生活雑排水処理人口	人	34,531	35,193	35,820	36,285	38,267	39,806	44,737	51,914
公共下水道人口	人	3,043	3,070	3,097	3,112	4,673	5,822	11,466	17,561
公共下水道	人	—	—	—	—	1,545	2,679	8,243	14,252
特定環境保全公共下水道	人	3,043	3,070	3,097	3,112	3,128	3,143	3,223	3,309
農業集落排水処理施設人口	人	329	320	312	301	292	281	235	185
コミュニティ・プラント人口	人	2,139	2,162	2,184	2,199	2,213	2,228	—	—
合併処理浄化槽人口	人	29,020	29,641	30,227	30,673	31,089	31,475	33,036	34,168
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	21,276	21,106	20,968	20,653	18,821	17,429	12,906	5,712
単独処理浄化槽人口	人	21,276	21,106	20,968	20,653	18,821	17,429	12,906	5,712
非水洗化人口	人	640	621	603	586	570	556	499	461
くみ取り人口	人	640	621	603	586	570	556	499	461
生活排水処理率	%	61.2	61.8	62.4	63.1	66.4	68.9	76.9	89.4

備考：生活排水処理率（汚水衛生処理率）＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

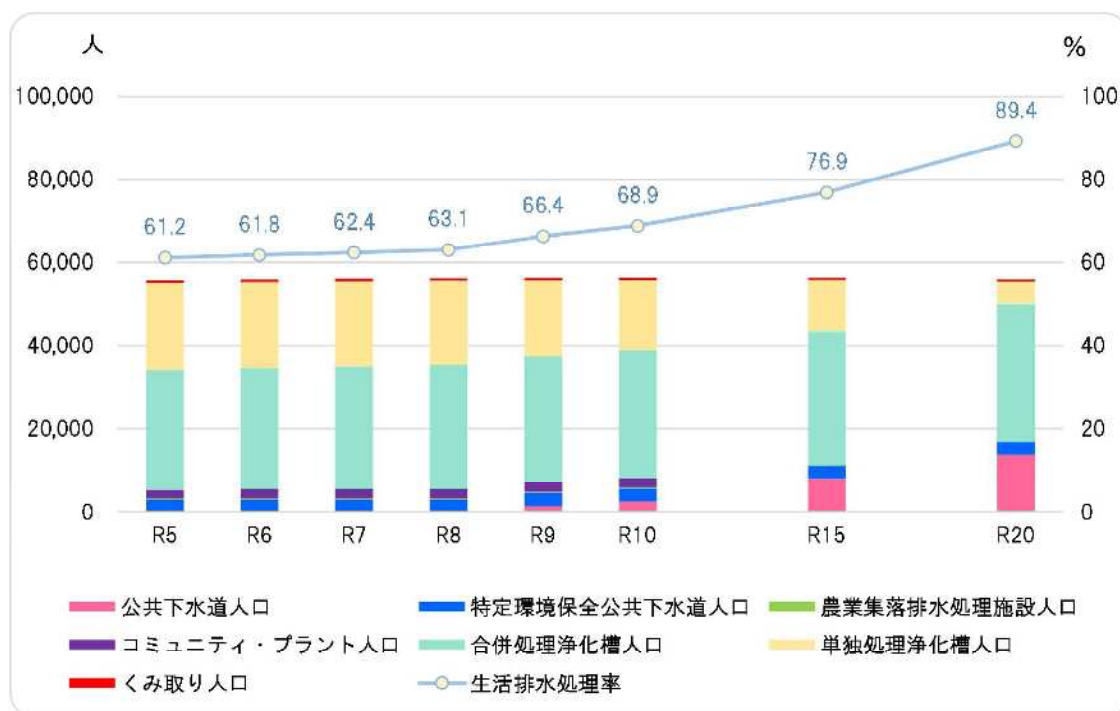


図 5-7 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

(3) し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果

し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果は、表 5-14 及び図 5-8 に示すとおりです。

表 5-14 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

区分	単位	予測							
							中間目標年度		目標年度
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R15	R20
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2033	2038
発生量	kL/年	25,058	25,816	26,628	27,333	28,100	28,699	29,927	30,488
し 尿	kL/年	625	634	643	652	663	671	718	641
浄化槽汚泥	kL/年	23,422	24,167	24,961	25,654	26,403	26,993	28,153	28,768
農業集落排水汚泥	kL/年	978	984	993	998	1,006	1,008	1,033	1,061
コミプラ汚泥	kL/年	32	31	30	29	28	27	23	18
1 日平均発生量	kL/日	68	71	73	75	77	79	82	84

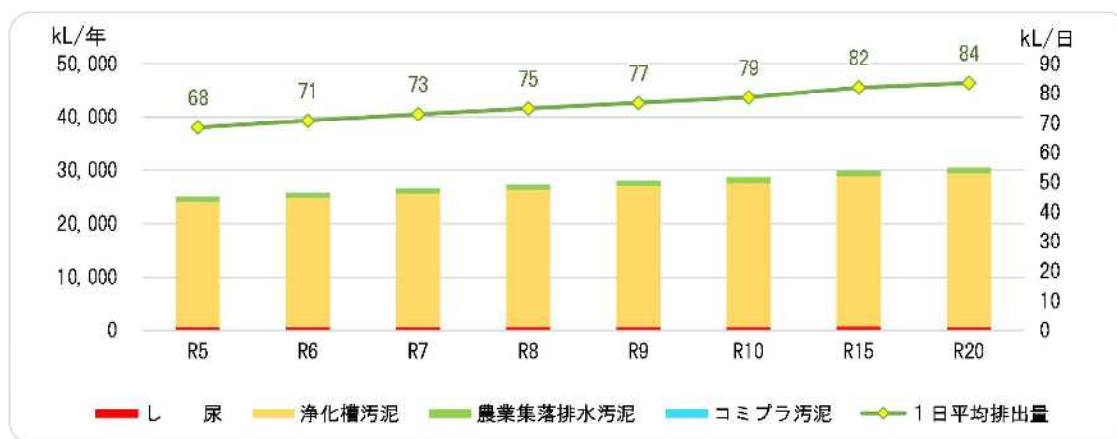


図 5-8 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

第2章 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の基本方針

(1) 基本理念

清流、長良川や揖斐川をはじめ、本市を流れる大小 18 の一級河川は、「瑞穂」（稲穂がみずみずしく育っている様子）の名が示すように、豊かな実りをもたらし、暮らしに潤いを与え続けてきました。

しかし、人々の暮らしが豊かになったことから家庭からの排水等による生活環境の悪化や公共水域の汚濁が懸念されるようになり、現在は地球規模で生活排水対策の推進が図られるなど、健全な水環境を取り戻すために、早急な対策が求められています。

また、近年は脱炭素社会に向けた取組が進められており、生活排水処理の分野においても、先進的省エネ型浄化槽への交換や、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入することで、大幅な CO₂ の削減を図ることが求められています。

本市は県内でも生活排水処理率が低い状況であり、污水处理施設も普及が遅れている状況です。

このため、水質改善のために生活排水の適正処理を推進し、衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、蛍や淡水魚などをはじめとする多様な水生生物の生息が可能な川であり続けることを目指します。

また、脱炭素社会に向けた取組として、先進的省エネ型浄化槽等の普及に努めます。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水質保全に関する普及啓発と共に、生活排水の処理施設を随時整備していくこととします。

生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ・ 公共下水道（瑞穂処理区）事業は、令和 9（2027）年度の供用開始を目指し整備を行います。
- ・ コミュニティ・プラント（別府処理区）は、令和 12（2030）年度に公共下水道（瑞穂処理区）への統合に向けた整備を進めます。
- ・ 特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントの集合処理区域内においては、未接続世帯の解消により接続率の増加を図ります。
- ・ 個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置奨励を行い、普及拡大に努めます。
- ・ くみ取り便所やし尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水（台所・風呂などからの排水）の適正処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽の設置や転換の普及啓発を行います。

2. 生活排水処理に関する基本事項

(1) 処理の目標

令和 20 (2038) 年度における生活排水処理率の目標及び生活排水処理形態別人口は、以下に示すとおりです。

2038 年度の生活排水処理率を **89.4%** にします。

表 6-1 目標年次における生活排水処理形態別人口

区 分		基準年度 令和4年度 (2022年度)	中間年度 令和10年度 (2028年度)	中間年度 令和15年度 (2033年度)	目標年度 令和20年度 (2038年度)
行政区域内人口	人	55,977	57,791	58,142	58,086
生活排水処理人口	人	33,616	39,806	44,737	51,914
公共下水道人口	人	2,997	5,822	11,466	17,561
公共下水道	人	—	2,679	8,243	14,252
特定環境保全公共下水道	人	2,997	3,143	3,223	3,309
農業集落排水処理施設人口	人	335	281	235	185
コミュニティ・プラント人口	人	2,103	2,228	0	0
合併処理浄化槽人口	人	28,181	31,475	33,036	34,168
生活排水未処理人口	人	22,361	17,985	13,405	6,173
単独処理浄化槽人口	人	21,783	17,429	12,906	5,712
くみ取り人口	人	578	556	499	461
生活排水処理率	%	60.1	68.9	76.9	89.4

備考：生活排水処理率（汚水衛生処理率）＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

(2) 生活排水を処理する区域及び人口

本市が公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を整備する地域については、地区の特性、周辺環境、地区の要望等から、区域を定めました。

公共下水道は、瑞穂市公共下水道全体計画が、令和9(2027)年度の供用開始に向けて整備を進めるとともに、コミュニティ・プラント(別府処理区)は、令和12(2035)年度の公共下水道(瑞穂処理区)への統合に向けた準備を進めていきます。

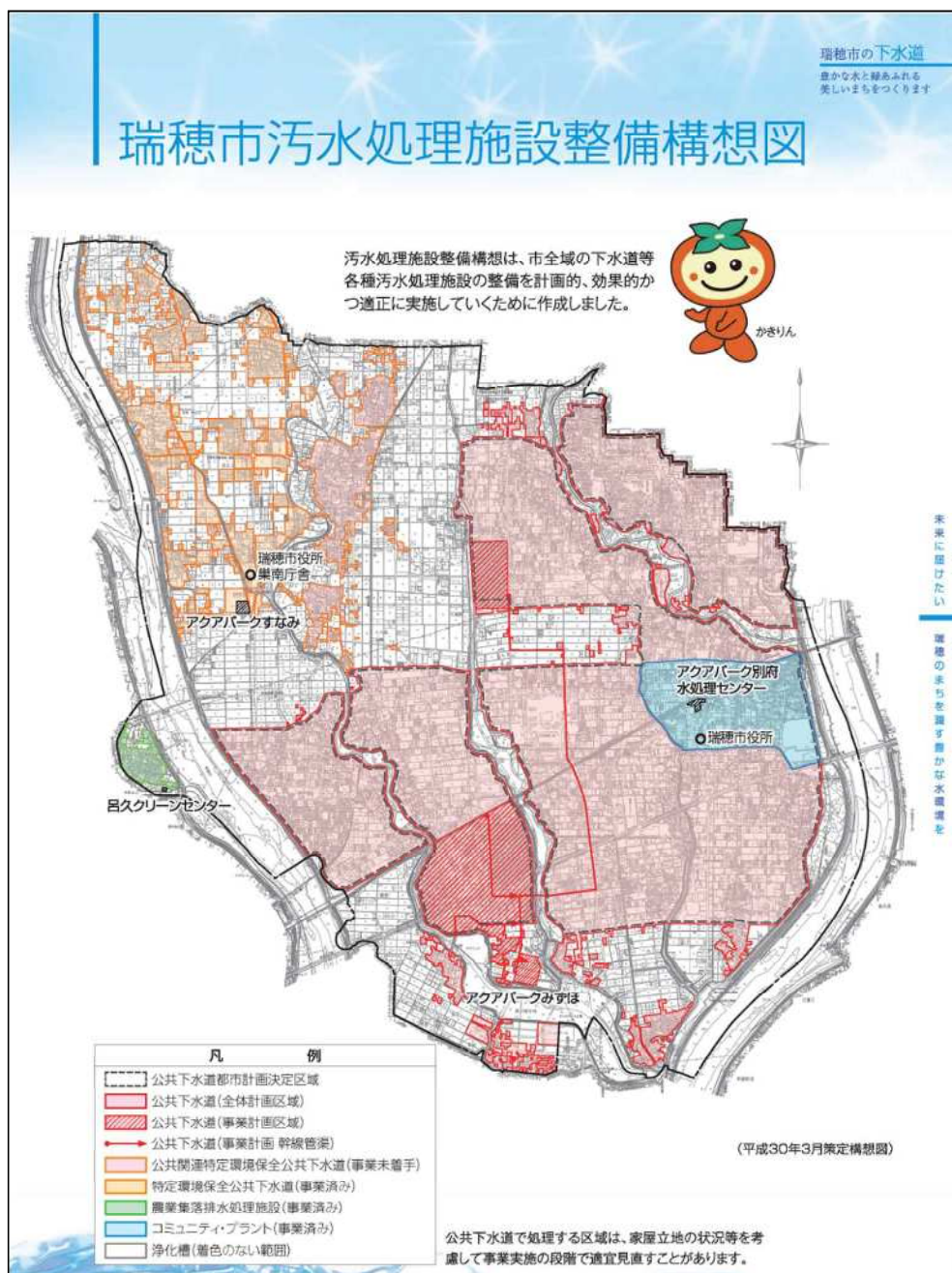


図 6-1 生活排水処理区域 (計画)

(3) 施設及びその整備計画の概要

本市が、計画目標達成のために計画する生活排水処理施設（現在供用しているものを含む）の整備計画は、表 6-2 に示すとおりです。

集合処理区域では、現在、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）及びコミュニティ・プラント（別府処理区）により集合処理を行っています。

また、公共下水道（瑞穂処理区）の整備を推進し、令和 9（2027）年度の供用を目指すとともに、コミュニティ・プラント（別府処理区）は、令和 12（2030）年度に公共下水道（瑞穂処理区）への統合に向けた整備を進めていきます。

一方、個別処理区域では、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、浄化槽設置整備事業を活用して、合併処理浄化槽の普及を推進します。

表 6-2 生活排水処理施設の整備計画

処理方式	処理施設の種類の	処理区域	整備時期
集合処理 施設	公共下水道	瑞穂処理区	令和 9 年度供用開始予定
	公共下水道	瑞穂地区	
	公共関連特定環境保全 公共下水道	中地区	
	特定環境保全公共下水道	西処理区	整備完了
	農業集落排水処理施設	呂久処理区	整備完了
	コミュニティ・プラント	別府処理区	令和 12 年度公共下水道(瑞穂処理区)へ移管予定
個別処理 施設	合併処理浄化槽	集合処理区域 以外	下水道区域以外で単独処理 浄化槽からの転換促進を継 続

表 6-3 アクアパークみずほ（瑞穂処理区）の概要

項 目	内 容
施設名	アクアパークみずほ
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市牛牧地内
計画処理面積	約 1,287ha
計画処理人口	約 51,056 人
計画汚水量	約 19,600m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿、浄化槽汚泥及びコミュニティ・プラント汚泥（清掃に伴うもの）は、これまでどおり、もとす広域連合のし尿処理施設において適正処理を実施していきます。

① 収集運搬計画

ア 収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現行どおり本市全域とします。

イ 収集運搬の主体

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム式汚泥収集車及び汚泥濃縮車で行っています。

今後も、この体制を継続していくと共に、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

② 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、もとす広域連合に処理・処分を委託します。

(5) 市民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

また、個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理によって、下水道と同程度の処理性能が発揮できることを周知し、本市が設置している瑞穂市浄化槽設置整備事業補助金制度の活用による設置促進を働きかけていきます。

ブルーリバー作戦：あなたもできる「^よ四い心がけ」

- ・ 流さない 水切りネットや ゴミかごで
- ・ 流さない 廃油回収 再利用
- ・ 流さない 洗剤適量 少なめに
- ・ 流さない 小さなゴミも 空き缶も